

第8章 認定（特例認定）特定非営利活動法人の監督

東京都は、認定（特例認定）法人から毎年提出される役員報酬規程等の書類により、法人の状況を把握するほか、認定（特例認定）法人の監督として、法に基づいて、報告及び検査、勧告及び命令、認定（特例認定）の取消し等を行うことがあります。

1 認定（特例認定）特定非営利活動法人に対する報告及び検査（法第64条）

（1）東京都及び所轄庁以外の関係知事が行う報告及び検査

イ 所轄庁である東京都は、認定（特例認定）法人が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定（特例認定）法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせることができます。

また、東京都は、都の職員に当該認定（特例認定）法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができます（法第64条第1項）。

ロ 所轄庁以外の関係知事は、認定（特例認定）法人が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定（特例認定）法人に対し、当該都道府県の区域内における業務若しくは財産の状況に関し報告をさせることができます。

また、所轄庁以外の関係知事は、所轄庁以外の関係知事の職員に、当該都道府県の区域内に所在する当該認定（特例認定）法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができます（法第64条第2項）。

そのため、東京都が所轄庁ではない認定（特例認定）法人についても、法に基づき上記報告及び検査を行うことがあります。

（2）検査について

（1）の検査については、法において次のように定められています。

イ 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、当該検査をする職員に、上記（1）イ又はロの疑いがあると認める理由を記載した書面を、あらかじめ、認定（特例認定）法人の役員等に提示させるものとされています（法第64条第3項）。

ロ 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事が、上記（1）イ又はロの検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、あらかじめ、上記（2）イの書面の提示を要しないものとされています（法第64条第4項）。

ハ 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、その検査を終了するまでの間に、当該検査をする職員に、認定（特例認定）法人の役員等に上記（2）イの書面を提示させるものとされています（法第64条第5項）。

ニ 上記（1）イ又はロの検査をする職員が、当該検査により上記（2）イ又はハで理由として提示した事項以外の事項について、上記（1）イ又はロの疑いがあると認められることとなった場合において、当該事項に関し検査を行うことを妨げるものではないものとされています。

この場合、前頁（２）イ又はハの規定による書面の提示は、当該事項に関する検査については適用しないものとされています（法第64条第6項）。

ホ 前頁（１）イ又はロの検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならないが、この検査の権限は犯罪捜査のために認められたものではありません（法第64条第7項、第41条第3項及び第4項）。

2 認定（特例認定）特定非営利活動法人に対する勧告、命令等（法第65条）

（１）東京都及び所轄庁以外の関係知事が行う勧告、命令等

イ 所轄庁である東京都は、認定（特例認定）法人について、次頁4（１）ロの①から③の認定（特例認定）の取消事由のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定（特例認定）法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができます（法第65条第1項）。

ロ 所轄庁以外の関係知事は、認定（特例認定）法人について、次頁4（１）ロの①（①第2章「4 認定特定非営利活動法人としての認定を受けるための基準・記載例」の(3)は除きます。）から③の認定（特例認定）の取消事由のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定（特例認定）法人に対し、期限を定めて、当該都道府県の区域内における事業活動について、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができます（法第65条第2項）。

ハ 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、イ又はロの規定による勧告を受けた認定（特例認定）法人が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置を採らなかったときは、当該認定（特例認定）法人に対し、その勧告に係る措置を採るべきことを命ずることができます（法第65条第4項）。

そのため、東京都が所轄庁ではない認定（特例認定）法人についても、法に基づき上記勧告、命令等を行うことがあります。

（２）勧告及び命令の方法等

上記（１）イ及びロの勧告並びにハの命令は、書面により行うよう努めなければならないこととされています（法第65条第5項）。

所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、上記（１）イ若しくはロの勧告又はハの命令をしたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、その勧告の内容又は命令をした旨を公表することとされています（法第65条第3項及び第6項）。

所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、上記（１）イ若しくはロの勧告又はハの命令をしようとするときは、次に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、それぞれに定める者の意見を聴くことができるものとされています（法第65条第7項）。

イ 欠格事由（→49頁）のイ④及びへの事由 警視総監又は道府県警察本部長

ロ 欠格事由（→49頁）の二及びホの事由 国税庁長官、関係都道府県知事又は関係市町村長

3 その他の事業の停止（法第66条、第65条第5項及び第6項）

- (1) 東京都は、その他の事業を行う認定法人につき、その他の事業から生じた利益が当該認定法人の行う特定非営利活動に係る事業以外の目的に使用されたと認めるときは、当該認定法人に対し、その他の事業の停止を命ずることができます（法第66条第1項）。
- (2) 東京都は、上記（1）の命令を書面により行うよう努めることとされており、当該命令をしたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、その旨を公示します（法第66条第2項、第65条第5項及び第6項）。

4 認定（特例認定）特定非営利活動法人に対する認定（特例認定）の取消し（法第67条）

(1) 認定（特例認定）の取消しについて

イ 所轄庁である東京都は、認定（特例認定）法人が次のいずれかに該当するときは、認定（特例認定）を取り消します（法第67条第1項及び第3項）。

- ① 欠格事由（→49頁。ただし、認定（特例認定）を取り消され、その取消しの日から5年を経過しないものを除きます）のいずれかに該当するとき。
- ② 偽りその他不正の手段により認定、特例認定、認定の有効期間の更新並びに合併による地位の承継の認定を受けたとき。
- ③ 正当な理由がなく、前頁2（1）ハの命令又は上記3の（1）のその他の事業の停止命令に従わないとき。
- ④ 認定（特例認定）法人から認定（特例認定）の取消しの申請があったとき。

ロ 所轄庁である東京都は、認定（特例認定）法人が次のいずれかに該当するときは、認定（特例認定）を取り消すことができます（法第67条第2項及び第3項）。

- ① 第2章「4 認定特定非営利活動法人として認定を受けるための基準・記載例」（→36頁～）(3)、(4)イ若しくはロ、(7)に掲げる基準に適合しなくなったとき。
- ② 事業報告書等を所轄庁に提出しないとき、第6章「4 認定（特例認定）特定非営利活動法人での書類の閲覧」（→140頁）に違反して書類を閲覧させないとき。
- ③ ①及び②のほか、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反したとき。

(2) 認定（特例認定）の取消しに係る聴聞等

認定（特例認定）の取消しに係る聴聞等について、次のように定められています。

- イ 前頁 4（1）イ又はロの認定（特例認定）の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該認定（特例認定）法人から請求があったときは、公開により行うよう努めなければならないものとされています（法第67条第4項、第43条第3項）。
 - ロ 所轄庁は、イの請求があった場合において、聴聞の期日における審理を公開により行わないときは、当該認定（特例認定）法人に対し、当該公開により行わない理由を記載した書面を交付しなければならないものとされています（法第67条第4項、第43条第4項）。
 - ハ 所轄庁は、認定（特例認定）を取り消したときは、その理由を付した書面をもって認定（特例認定）を受けていた特定非営利活動法人にその旨を通知するとともに、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公表することとされています（法第67条第4項、第49条第1項及び第2項）。
- 二 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、認定（特例認定）の取消しをしようとするときは、次に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、それぞれに定める者の意見を聴くことができるものとされています（法第67条第4項、第65条第7項）。
- ① 欠格事由（→49頁）のイ④及びへの事由 警視総監又は道府県警察本部長
 - ② 欠格事由（→49頁）の二及びホの事由 国税庁長官、関係都道府県知事又は関係市町村長

<参考> 認定の取消しを受けた場合の取戻し課税について

認定法人の認定が取り消された場合には、その取消しの基因となった事実が生じた日を含む事業年度以後の各事業年度のみなし寄附金の額^(注)のうち、所得の金額の計算上損金の額に算入された金額に相当する金額の合計額は、その法人のその取消しの日を含む事業年度の収益事業から生じた収益とみなされ、その事業年度の所得の計算上、益金の額に算入することとなります（措法第66条の11の3第3項から第6項）。

(注) みなし寄附金の額とは、収益事業に属する資産のうちから収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に該当するもののために支出した金額をいいます（→9頁）。